**平成２５年（フ）第１２３９号**
千葉県市原市五井東３丁目44番地７　関アパート101
債務者　藏本　知子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第１２４０号**
千葉県市原市五井東３丁目44番地７　関アパート101
債務者　藏本　君子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第６号**
千葉県浦安市海楽２丁目６番12号　第２山崎ハイツ106
債務者　岩村　エミ（旧姓廣澤）
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第３１号**
千葉市花見川区花見川２番32棟507号
債務者　諸冨　善一
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第５３０号**
新潟市江南区小杉２丁目３番16号
債務者　小田　幸子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第６０３号**
静岡県浜松市中区名塚町40番地の１、前住所静岡県浜松市東区上石田町492番地の２
債務者　野澤　雅司
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２６年（フ）第１８号**
兵庫県三田市ゆりのき台１丁目58番地11
債務者　石田　良子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１９号**
兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目17番９号
債務者　中村　正彦
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第４３号**
兵庫県尼崎市道意町６丁目１番地の２　401号
債務者　本塚　　仁
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第１１４１号**
広島市東区尾長西２丁目10番26―101号
債務者　藤川喜与士
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２４６号**
福岡県小郡市寺福童496番地11　606号室
債務者　川島　　晃
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２５年（フ）第５４号**
長崎県雲仙市吾妻町牛口名290番地４
債務者　立川　　等
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２５年（フ）第５５号**
長崎県雲仙市吾妻町牛口名290番地４
債務者　立川ひとみ
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２６年（フ）第１２号**
沖縄県那覇市樋川１丁目11番14号　ヴィラセゾン樋川302
債務者　久貝　栄喜
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第１４号**
沖縄県中頭郡西原町字上原161番地の18　サウスウインド301号
債務者　比嘉　祐一
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第１８号**
沖縄県島尻郡南風原町字宮平419番地２　かりゆし荘105
債務者　下地　光紗
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第８号**
群馬県みどり市大間々町大間々1815番地１
債務者　星野　和隆
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部